

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 非居住者の中国源泉所得課税における留意事項

日本のクライアント（以下「A社」という）は日本の会社（以下「B社」という）から、B社の中国子会社（以下「C社」という）の持分100%を取得した（以下「本件取引」という）。

C社に対する出資額7億円に対して、C社持分の譲渡価額は10億円となっているため、B社の子会社持分譲渡所得は3億円となっている。

C社持分の譲渡代金はA社からB社に満額支払われており、C社の株主名義変更に係る諸行政手続も順調に終了した。これでA社は本件取引が無事にクローズしたと思ったところ、C社の所轄税務局からC社宛ての口頭通告がきた。

税務局からの口頭通告はC社に対して納税資金3千万円（持分譲渡所得3億円×所得税率10%）を準備し、納税することを求める内容である。

本件取引では売り手B社が納税義務者となるべきであるが、B社が持分譲渡所得に係る所得税を納税申告していない場合に、C社には税金の納付を肩代わりする義務があるだろうか、A社とC社は疑問を持っている。

中国の会社持分譲渡所得課税の納税義務者及び源泉徴収義務者に関する法規定のまとめは下記の通りである。

No	内 容
1	非居住者が中国で取得した所得は、源泉控除の形で徴収し、所得の支払人は源泉徴収義務者となる。（国税発【2009】3号第3条）
2	取引の当事者は非居住者であり、且つ取引は海外で行われる場合に、持分譲渡人は被譲渡会社の所轄税務機構にて納税申告する。（国税発【2009】3号第15条）
3	持分譲渡人である非居住者が所得税を納付しない場合に、所轄税務当局は当該非居住者の中でのその他の収入から税金を追徴する。（国税発【2009】3号第17条）
4	被譲渡会社は税務登記変更時に持分譲渡契約書の謄本を所轄税務当局に提出義務がある。（国税発【2009】3号第5条）
5	被譲渡会社は税務当局が持分譲渡人である非居住者から税金を徴収することに協力する義務がある。（国税発【2009】3号第15条）

上記法規定のように、本件取引では、A社とB社はともに非居住者であり、且つ取引は日本で行われているため、B社は自らC社の所轄税務局に納税申告すべきである。B社が納税義務を果たしていない場合に、C社には税務局がB社から税金を徴収することに協力する義務があるが、C社が自らB社の代わりに税金を納付することを求める法規定が存在していないため、C社の所轄税務局からの口頭通告の内容には合理性が見られない。

本件では、C社は早期に所轄税務局と面談した結果、税務当局に対する協力義務（国税発【2009】3号第15条）を確認することができて、B社に対して、持分譲渡所得の税金を早期に納付するよう催促することにした。

お見逃しなく！

本件は日本企業同士による中国現地法人の持分譲渡でよく見られるアクシデントであるが、持分譲渡契約で売り手の納税義務の履行を明確に定め、納税義務を早期に果たせることは取引後の繁雑な株主名義変更の行政手続におけるトラブルを防ぐ手段と思われる。